平成２８年（フ）第３４４３号
東京都葛飾区南水元２丁目15―９―102
債務者　藤井　康子
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４４５号
東京都江戸川区南葛西２丁目21―５―301
債務者　佐藤　　賢
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４５８号
東京都足立区古千谷本町２丁目４―26―206
債務者　齊藤　浩美
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４５９号
千葉県市川市市川３丁目２―19―201
債務者　塚田　誠一
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４６０号
千葉県市川市行徳駅前３丁目14―１―202
債務者　多田　裕紀
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４６２号
東京都目黒区目黒本町５丁目31―９　コーポＳ・Ｋ102
債務者　野々口ツエ
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４７９号
東京都世田谷区羽根木２―５―26―102、住民票上の住所東京都目黒区大橋２丁目19―１
債務者　小原　直矢
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４８４号
千葉県野田市清水269　サンクレール405
債務者　高須賀麻菜
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４８５号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室6272―２―201
債務者　林　　八石
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４８６号
東京都世田谷区下馬１丁目34―12―218
債務者　礒部　知寛
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２７年（フ）第２２４５号
東京都墨田区緑４丁目20番９号　宮野ビル３階
破産者　東京サービス株式会社
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６６６号
東京都渋谷区神宮前１丁目７―８―２Ａ
破産者　飯田　信也
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９２４号
埼玉県深谷市黒田1031―４
破産者　武持　雅之
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３００号
神奈川県横浜市中区元浜町３―21―２　ヘリオス関内ビル
破産者　株式会社建装
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５５３号
東京都港区南青山５丁目３番10号
破産者　株式会社ブチックサチコ
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４０８号
大阪市生野区新今里６丁目12番９号
破産者　株式会社ダイヤ電業社
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９４７号
大阪市西区京町堀１丁目９番21号
破産者　京町衣料株式会社
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部